



条例改正新旧対照表

令和7年11月27日

**丹波篠山市**

## 目 次

議案第 6 3 号	丹波篠山市公契約条例の一部を改正する条例	1
議案第 6 4 号	丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第 6 5 号	丹波篠山市下水道条例及び丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例の一部を改正する等の条例	4
議案第 6 6 号	丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例	6
議案第 6 7 号	丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	10
議案第 6 8 号	丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第 7 0 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	12

丹波篠山市公契約条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(下請等契約の適正化)</p> <p>第22条 受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、公契約に係る業務の適正な履行及びその質並びに公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、自己が当該下請等契約の相手方と対等な立場にあることを認識し、<u>下請代金支払遅延等防止法</u>（昭和31年法律第120号）その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。</p>	<p>(下請等契約の適正化)</p> <p>第22条 受注者等は、下請等契約を締結するに当たっては、公契約に係る業務の適正な履行及びその質並びに公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境を確保するため、自己が当該下請等契約の相手方と対等な立場にあることを認識し、<u>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律</u>（昭和31年法律第120号）その他の法令を遵守し、当該下請等契約の内容を適正なものとしなければならない。</p>

## 丹波伝統工芸公園立杭陶の郷の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
(業務) 第3条 陶の郷は、次に掲げる業務を行う。  (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) 別表(第9条関係)			(業務) 第3条 陶の郷は、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 丹波焼の文化的価値、歴史等を来訪者に示し、理解を深めること。</u> <u>(2) 来訪者及び地域関係者の交流を促進すること。</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) 別表(第9条関係)		
1 入園料			1 入園料		
区分	入園料(一人当たり)		備考		
	個人	団体			
小学生	50円	50円	1 20人以上を団体とする。		
中学生			2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の入園料は半額とする。(団体を除く。)		
大人	200円	160円			
区分	利用料金(一人当たり)		備考		
	個人	団体			
地域民芸品等保存伝習施設	小学生	200円	200円	1 20人以上を団体とする。	
	中学生			2 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受	
	大人	800円	640円		

				<u>けている者（団体を除く。）の利用料金は半額とする。</u>
--	--	--	--	----------------------------------

2 伝習会館利用料金

<u>室名</u>	<u>金額</u>	<u>備考</u>
<u>大研修室</u>	<u>1,050円/時間</u>	<u>冷暖房を使用する場合は、時間当たり210円</u>
<u>中研修室（洋）</u>	<u>420円/時間</u>	<u>を加算する。</u>
<u>中研修室（和）</u>		

3 観光物産センター利用料金

<u>室名</u>	<u>金額</u>	<u>備考</u>
<u>展示即売室</u>	<u>300円/m<sup>2</sup></u>	<u>1年を単位とする。</u>

丹波篠山市下水道条例新旧対照表（第1条関係）

現行				改正案			
別表（第1条の2関係）				別表（第1条の2関係）			
事業名	名称	位置	処理対象区域	事業名	名称	位置	処理対象区域
(1) 公共下水道事業	(略)	(略)	(略)	(1) 公共下水道事業	(略)	(略)	(略)
	住吉浄化センター	丹波篠山市西吹字小島ノ坪394番地	東吹、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間奥、味間北、味間南、味間新、中野、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢新、杉、住吉台、宇土、岩崎の内市長が定める区域、矢代新、南矢代、犬飼、初田、牛ヶ瀬		住吉浄化センター	丹波篠山市西吹字小島ノ坪394番地	東吹、吹新、網掛、東古佐、西吹、西古佐、味間奥、味間北、味間南、味間新、中野、大沢、大沢一丁目、大沢二丁目、大沢新、杉、住吉台、宇土、岩崎の内市長が定める区域、矢代新、南矢代、犬飼、初田、牛ヶ瀬
(2) 特定環境保全公共下水道事業	西紀中央浄化センター	丹波篠山市黒田字ヲノ坪604番地	黒田、川北新田の内市長が定める区域、西阪本、東木之部、西木之部、川西、高屋、宮田、下板井、上板井、小坂、市山、乗竹、打坂	(2) 特定環境保全公共下水道事業	西紀中央浄化センター	丹波篠山市黒田字ヲノ坪604番地	黒田、川北新田の内市長が定める区域、 <u>口阪本の内市長が定める区域</u> 、西阪本、 <u>西谷の内市長が定める区域</u> 、河内台、東木之部、西木之部、川西、高屋、宮田、下板井、上板井、小坂、市山、乗竹、打坂
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

丹波篠山市下水道事業新規加入金徴収条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>4 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間、西紀中央処理区のうち、口阪本の内市長が定める区域、西谷の内市長が定める区域及び河内台の区域に係る第3条による別表の規定の適用については、同表中「409,000円」とあるのは「140,000円」とする。</u></p>

丹波篠山市火災予防条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>(2) 煙火を消費しないこと。</p> <p>(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</p> <p>(6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。</p> <p><u>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p><u>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第29条の2—第29条の7)</u></p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防(第29条の8・第29条の9)</u></p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p>第29条 火災に関する警報(<u>法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。</u>)が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。</p> <p>(2) 煙火を消費しないこと。</p> <p>(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。</p> <p>(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。</p> <p>(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。</p> <p>(6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。</p> <p>(削除)</p>

なうこと。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあつては、防火担当者を定めた後

遅滞なく) 次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為

(2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

(4) 水道の断水又は減水

(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

遅滞なく) 次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条第1項において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4)～(6) (略)

2 (略)

(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火を含む。)

(2) 煙火(がん具用煙火を除く。)の打上げ又は仕掛け

(3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催

(4) 水道の断水又は減水

(5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分		報酬の額	区分		報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
保育園・学校関係 の非常勤の特別 職	学校医・学 校歯科医	年額 基礎額 200,000円（幼稚園に あつては100,000円、認定こど も園にあつては173,000円） 園児、児童、生徒1人につき 300 円（特別支援学校にあつては、500 円）	保育園・学校関係 の非常勤の特別 職	学校医・学 校歯科医	年額 基礎額 200,000円（幼稚園に あつては100,000円、認定こど も園にあつては173,000円） 園児、児童、生徒1人につき 300 円（特別支援学校にあつては、500 円）
	保育園嘱託 医・保育園 嘱託歯科医	年額 基礎額 73,000円 園児1人につき 300円		保育園嘱託 医・保育園 嘱託歯科医	年額 基礎額 73,000円 園児1人につき 300円
	学校薬剤師	年額 基礎額 31,000円 園児、児童、生徒1人につき 300 円		学校薬剤師	年額 学校1校につき 74,000円 幼稚園1園につき 37,000円 認定こども園1園につき 64,000 円
	幼稚園長 幼稚園教頭	月額 16,000円 " 8,000円		幼稚園長 幼稚園教頭	月額 16,000円 " 8,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
丹波篠山市立篠山養護学校	丹波篠山市沢田120番地の1	丹波篠山市立ささやま支援学校	丹波篠山市沢田120番地の1

## 丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、<u>児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

## 丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p>

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3・4 (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業

育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置か

<p>所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>なければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの（放課後児童支援員の業務に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。）でなければならない。</p> <p>(1) 保育士 <u>（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に</u></p>

(2)～(10) (略)

4・5 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法  
第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害  
な影響を与える行為をしてはならない。

規定する地域限定保育士の資格を有する者

(2)～(10) (略)

4・5 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法  
第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身  
に有害な影響を与える行為をしてはならない。